

ECEQ®コーディネーター資格取得等要項

(目的)

第1条 本要項は、ECEQ®コーディネーターの資格要件や資格取得の手続き等を明確に定めることにより、ECEQ®コーディネーター養成の質を担保することを目的とする。

(ECEQ®コーディネーター定義)

第2条 「公開保育を活用した幼児教育の質向上システム(以下、ECEQ®という。)」を適正かつ健全に実施し、実施園を支援する者を ECEQ®コーディネーターという。

(ECEQ®コーディネーター資格付与)

第3条 ECEQ®コーディネーター資格は、一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構(以下、当機構という)が主催する ECEQ®コーディネーター養成講座を原則、受講開始年度を含め3年以内に修了することで付与される。なお、ECEQ®コーディネーター養成講座を受講開始年度を含め3年以内に修了しない場合の取り扱いは、第8条に定める。

(ECEQ®コーディネーター養成講座受講資格)

第4条 ECEQ®コーディネーター養成講座受講資格は、次のとおりである。

- (1) 各都道府県私立幼稚園団体長から推薦を受けた者
 - ① 全日本私立幼稚園連合会加盟園で勤務する教員
 - ② 幼児教育の学術専門性が高い大学、短期大学、専門学校等の教員
 - ③ 幼児教育アドバイザー等
- (2) その他当機構が認める者

(ECEQ®コーディネーター養成講座申込)

第5条 ECEQ®コーディネーター養成講座の申込は各都道府県私立幼稚園団体事務局がとりまとめを行い、当機構にデータを提出する。

申請用紙の提出期限は、当機構より各都道府県私立幼稚園団体へ別に通知する。

(ECEQ®コーディネーター養成講座内容)

第6条 ECEQ®コーディネーター養成講座は、次の内容で構成されている。

- (1) 講座Ⅰ…テキストを活用したオンデマンド配信動画視聴

- (2) 講座Ⅱ…テキストを活用したオンデマンド配信動画視聴
- (3) 講座Ⅲ…テキストを活用したオンデマンド配信動画視聴
- (4) 中間レポート…講座Ⅰから講座Ⅲに関するレポート
- (5) 講座Ⅳ…実践ワークショップ（対面実施）
- (6) 講座Ⅴ…自園での ECEQ®の実施
- (7) 最終レポート…講座Ⅴに関するレポート

（ECEQ®コーディネーター養成講座特例）

第7条 ECEQ®コーディネーター養成講座受講資格者のうち第4条（1）②③に該当する者へは、次の特例を適用する。

- ・講座Ⅴは、原則、ECEQ®実施園に STEP1 から STEP5 を参加することで代替可能とする。なお、STEP2 と STEP 3 は、やむを得ない事情により届け出が認められた場合に限り、参加が免除されるものとする。

（ECEQ®コーディネーター資格取得年限）

第8条 ECEQ®コーディネーター養成講座のうち、講座Ⅴを受講開始年度を含め3年以内に受講しない場合は、別に通知する期限までに再受講申請を行うとともに、再受講料 10,000 円を支払い講座Ⅳを再受講しなければならない。次の場合には、ECEQ®コーディネーターの資格取得の意志がないものとみなし、ECEQ®コーディネーター資格取得の権利を失うものとする。

- (1) 別に通知する期限内に再受講申請をしない場合
- (2) 別に通知する期限内に再受講料の支払いがなされない場合
- (3) 再受講開始年度より 2 年以内に講座Ⅳの再受講と講座Ⅴの受講をしない場合

（ECEQ®コーディネーター認定証）

第9条 ECEQ®コーディネーター養成講座修了後、ECEQ®コーディネーターの証として、ECEQ®コーディネーター認定証（以下、認定証という。）が発行される。

- (1) ECEQ®コーディネーターは、認定証の所持をもって有資格者としてその役割を自覚し、資格を有した後も研修を受講し自己研鑽に努めなければならない。
- (2) ECEQ®コーディネーターとしての責任を果たすことができない場合には、認定証を当機構に返納することにより ECEQ®コーディネーター資格も返納しなければならない。
- (3) 認定証を紛失した場合には、再発行手数料として 5,000 円を支払うこ

とで再発行することができる。

(補則)

第 1 0 条 この要項は、ECEQ®・評価チームが起案し、執行役員会の決定を経て変更することができる。

(付記)

第 1 1 条 この要項は、令和 7 年 3 月 11 日より適用とする。